

子どもの安全保護を推進する地方自治体による多機関連携の 研修システム

—イングランド・オクスフォード州 LSCB の研修プログラムより—

神山 裕美

要 旨

イギリスの子どもと家族への多機関連携は、深刻な事例の分析と検証により発展した。地域における多機関連携は、子ども保護（Child Protection）と予防を含む安全保護（Children Safeguarding）によるシームレスなサービス提供が求められている。本論では、子どもと家族支援のためのオクスフォード州の地方児童保護委員会（OSCB）の多機関連携の研修プログラムとシステムについて、文献とプログラムへの参与観察より考察した。

OSCB の研修プログラムは、①情報共有、②リスク把握（アセスメント）、③社会サービス部への照会と送致、④連携時の葛藤解決、の内容を含み、地方自治体により進められていた。そして OSCB の研修システムを生態学的視点からみると、地方児童保護委員会がエクソシステムの一つとなり、多機関連携促進の媒介になっていると考える。

キーワード：多機関連携、生態学的視点、子どもの安全保護、子ども保護

はじめに

多機関・多職種連携は、近年の医療保健福祉分野のキーワードであり、高齢者ケアから児童虐待の分野まで様々な実践が行われている。日本では、主に高齢者分野から多機関・多職種連携が発展したが、イギリスでは子どもと家族への地域支援においても高齢者と同様に多様な多機関連携が実践され、それらを促進する地域のシステムやサービスの改善が続いている。

イギリスの多機関連携は、児童法に規定された地方児童保護委員会（LSCB：Local safeguarding children board）が多機関連携の拠点となり、多機関合同の多様な研修プログラムが提供されている。本研究ではまず、子どもと家族への多機関連携が導入された政策的背景を述べ、次にオクスフォード州をフィールドとした LSCB の具体的内容とその研修プログラムを示した。そして最後

に、子どもと家族を支援する多機関連携を促進する地方自治体の研修プログラムとシステムについて考察した。

1. 英国の多機関連携が推進された政策的推移

イギリスの子ども保護（Child Protection）と安全保護（Children Safeguarding）の多職種連携は、子どもの死に関連する深刻な事例の振り返りと検証により発展した。チャイルド・プロテクションは、「虐待やネグレクトで子どもに重大な危害が生じる、又は生じる恐れのあると認められる子どもへの保護のプロセス」¹で、チルドレン・セーフガーディングは、「虐待やネグレクトから子どもを守り、子どもの健康を促進し成長の悪化を予防するプロセス」²である。前者は、主に複雑で危機的なニーズの対応で、後者は、普遍的で予防的なニーズも含んだ対応といえるのではないか。これらは、普遍的ニーズ対応から、やや問題

（所 属）

1) 山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 准教授

のあるニーズ、複雑なニーズ、危機的なニーズとして分類され、地域において多機関連携により隙間のないケアが提供されるよう検討が重ねられてきた。

多職種連携や協働の不足による深刻な事例として、2000年に起こったビクトリア・克蘭ヴィエ³の事件があった。この事件は保健大臣・内務大臣の命により調査委員会が組織され、調査委員長であったレーミング卿 (Lord Laming) による報告書が作成された。レーミング報告書では、事件は法的な仕組みの問題でなく実施に問題があること、子どもと家族への支援は単一機関の支援では達成できないこと、協力による支援は各機関の責任が曖昧になりやすいこと、家族への総合的支援は児童保護 (チャイルド・プロテクション) だけでは達成できないこと⁴、があげられた。

この報告書に基づき、政府は2003年に「どの子どもも大切 (Every child Matters : National Service Framework for Maternal and Child Health)」緑書を出した。緑書では、① Being Healthy (健康であること)、② Staying Safe (安全であること)、③ Enjoying and Achieving (楽しみかつ目標を達成すること)、④ Making Positive Contribution (前向きな活動に寄与すること)、⑤ Economic Well-being (経済的に幸せになること) の5点を重点課題としてあげている。子どもは愛される個人として尊重され、信頼できるネットワークによって支えられるべきで、もしその上記5点のニーズが阻害されるなら、子ども時代の発達可能性が低下するだけでなく、成人時の社会的疎外と不利にもつながるとして、その内容は2004年の児童法 (Children Act) 改定に反映された。⁵ また、2004年の児童法 (Children Act) では、地方自治体で多分野協働を推進するLSCB (Local safeguarding children board 地方児童保護委員会)⁶の設置等が規定された。

2007年には当時1歳6か月だった「ベビーP」⁷の虐待による死亡事故を受けて、再度レーミング報告書 (The Protection of Children in England: A Progress Report (2009)) が出された。その内容は、“Working Together to Safeguard

Children.”の2010年更新版に反映され、子ども安全保護を強化する多機関連携や、地方児童保護委員会 (LSCB : Local safeguarding children board) の役割や機能がさらに強化された。

2011年には教育省よりチャイルド・プロテクションの包括的レビューである“The Munro Review of child protection”⁸が出され、効果的な子ども保護のためのシステムと多分野連携、問題の早期発見と介入、関係者の研修、ソーシャルワーク専門職の養成とソーシャルワークを支える組織体制等について提言がなされ、子どもの安全保護 (Children Safeguarding) を含めて、地域での多機関連携システムとサービスの実施と改善は続いている。

2. 研究の方法

研究は以下の2点の方法により行った。1点目はイングランド、オクスフォード州の地方児童保護委員会 (LSCB : Local safeguarding children board) のWEBサイトと文献からの研究である。そして2点目は、イギリスの専門分野研究者より紹介を受けて、2012年5月に参加したLSCB研修の参与観察による調査である。研修プログラムは、3時間のジェネラリスト研修と6時間のスペシャリスト研修で、それぞれ地域の子どものにかかわる教育・福祉関係職員や地域関係者が各20～30名程度参加した研修会であった。そしてこれらの文献研究と研修プログラム調査の結果より考察した。

3. 結果

(1) LSCBの目的と内容

児童法 (2004) section11では、地方自治体が子どものための安全保護を促進し、それを推進する委員会 (LSCB : Local safeguarding children board) を組織すると記されている。オクスフォード州でも、上記に基づき公的な組織だけでなく、民間やボランティア団体等を含めたオクスフォード州子ども安全保護委員会 (OSCB) を組織し、多機関が参加する合同研修やアセスメントツールの開発等を行っていた。

Working together (2006) には、この過程と LSCB の役割が述べられている。また、オクスフォード州子ども保護委員会 (OSCB) は、地方自治体のほか、5か所の地域カウンスル事務所、警察署、保護観察所、青少年犯罪保護機関、地域保健局、プライマリ・ケアトラスト、NHS トラスト、メンタルケアトラスト、学習障害トラスト、救急医療トラスト、整形外科センター等の参加を得ている。⁹ OSCB の組織は (表 1) のとおりである。

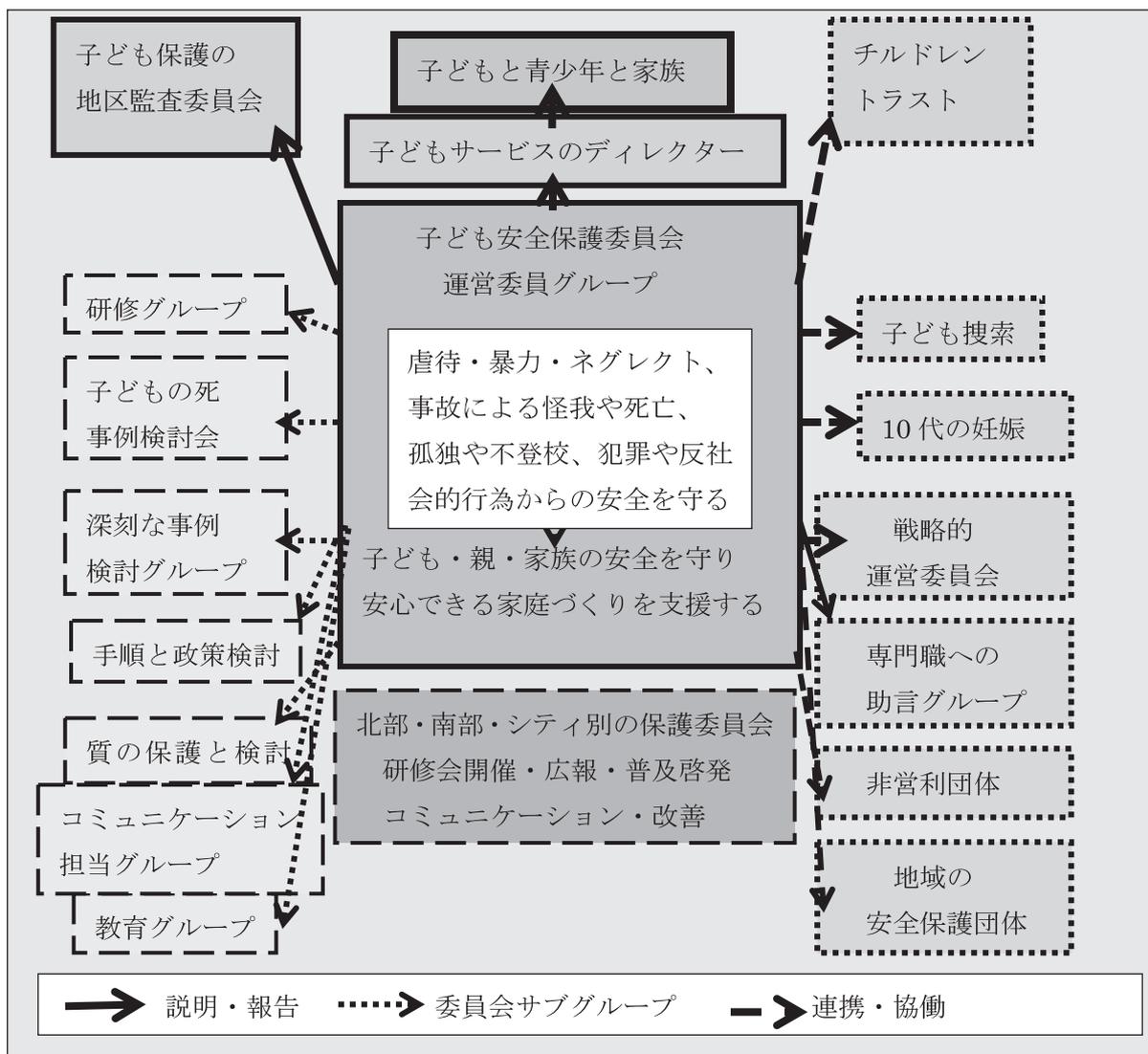
(2) オクスフォード州子ども安全保護委員会 (OSCB) による子どもの安全を守るための研修プログラム

① 研修プログラムの種類

OSCB 研修プログラムは (表 2) のとおり、安全保護コース、年少児への安全保護コース、特定テーマコースがある。その他、危険な行動への研修コースがあり、インターネット上には、安全保護入門コースと、家庭内暴力の入門コースの e-ラーニングシステムがある。

安全保護コースと年少児への安全保護コースでは、ジェネラリストコース、スペシャリストコース、リフレッシャーコースがある。また特定テーマコースでは、性的虐待への気づき、ケースカンファレンスのグループ研修、ネグレクトへの気づき、家庭内暴力を防ぐリーダー研修などの研修メニューがある。¹⁰

(表 1) 「OSCB 組織図」



出典：Oxfordshire Safeguarding Children Board, “Structure”

(表2) 「OSCB 研修プログラムの種類」

安全保護コース	ジェネラリストコース、スペシャリストコース、
年少児への安全保護ケース	リフレッシャーコース、年一回の会議
特定テーマコース	性的虐待への気づき、ケースカンファレンスのグループ研修、ネグレクトへの気づき、家庭内暴力を防ぐリーダー研修、11条研修、薬物虐待と育児、家庭内暴力の気づきと対応、トレーナーのための研修
危険な行動への研修コース	児童への性的搾取、ドラッグとアルコール、若者のメンタルヘルス、若者のメンタルヘルスへの初期対応、都市の性、等

出典：Oxfordshire Safeguarding Children Board “Inter agency training”

②研修プログラムの実施実績

各研修プログラムは、OSCBの「Annual Report 2010-2011」の「OSCB 研修種類別実施回数と参加人数」(表3)が示すように、2008年から2011年にかけて全体的に回数と参加人数が増加しており、下記の表のように、特にジェネラリストコースとスペシャリストコースの参加者が多い。ジェネラリストコースは、3時間の研修で、一か月に3回以上子どもやその家族のために働く人と、さらに教育法(Education Act)では、学校関係で働く人はすべてこのレベルの研修を3年に一度は必ず受けると定められているためである。¹¹

スペシャリストコースは6時間の研修で、福祉・教育・保育等の分野で働くスタッフへの法的研修である。2年間の有効期限後には再研修を受け、2年経過後は、6時間のスペシャリスト研修か、3時間のリフレッシャー研修のいずれかを選択できる。教育分野以外の専門職には、困難ケース検討を行う法的研修会にも参加できる。4年後に前回参加した研修会がリフレッシャー研修だった場合は、再度スペシャリスト研修参加が求められる。¹²

③研修プログラムの評価

OSCBの「Annual Report2010-2011」の「研

(表3) 「OSCB 研修種類別実施回数と参加人数」

コース	2008 - 2009 (回数 / 人数)	2009 - 2010 (回数 / 人数)	2010 - 2011 (回数 / 人数)
ジェネラリスト	8回 / 65人	22回 / 301人	24回 / 354人
ジェネラリスト リフレッシャー	0回	1回7人	0回12人
スペシャリスト	13回 / 223人	28回 / 948人	19回 / 574人
スペシャリスト リフレッシャー	0回	3回 / 71人	11回 / 170人
トレーナーのた めの研修	2回 / 0人	4回 / 25人	4回 / 22人
ケースカンファ レンス	0回	0回	3回 / 20人
虐待関係	0回 / 27人	3回 / 28人	2回 / 25人
家庭内暴力関連	7回 / 130人	11回 / 93人	8回 / 74人

Oxfordshire Safeguarding Children Board “Annual Report 2010-2011” P.20-21 より
抜粋し筆者作成

(表4) 「研修参加者のアンケート結果」

ジェネラリストコース参加者 (50名)	はい	いいえ
実践にあなたの学びを適用できるか?	74.0%	24.0%
あなたの仕事に変化を及ぼすか?	54.0%	46.0%
研修から新しい実践を紹介できるか?	36.7%	63.3%
研修の学びを誰かと共有するか?	58.0%	42.0%
多職種連携の方法により自信が持てるか?	86.3%	13.7%
子どもの予防的安全保護により自信が持てるか?	92.0%	8.0%

スペシャリストコース (70名)	はい	いいえ
実践にあなたの学びを適用できるか?	100%	0%
あなたの仕事に変化を及ぼすか?	45.8%	54.2%
研修から新しい実践を紹介できるか?	62.5%	37.5%
研修の学びを誰かと共有するか?	83.3%	16.7%
多職種連携の方法により自信が持てるか?	66.7%	33.3%
子どもの予防的安全保護により自信が持てるか?	79.2%	20.8%

出典：Oxfordshire Safeguarding Children Board “Annual Report 2010-2011” P.21-22

研修参加者のアンケート結果」(表4)によると、2010-2011年にOSCBの研修プログラムの全参加者のうち、88%が期待通りの内容だったと参加者の満足度は高かった¹³。また、ジェネラリスト研修とスペシャリスト研修参加者名の終了後アンケート結果より、ジェネラリスト研修が入門研修としての役割をはたし、スペシャリスト研修がより実践的な内容を担っていることがわかる。多職種連携については、ジェネラリスト研修参加者のほうがより「自信が持てる」と答える者が多く、多分野・多職種で集まる最初の集合研修としての役割をはたしているようにみえる。また、スペシャリスト研修においても多機関連携の実践への適用を深めていることがわかる。

(3) ジェネラリストプログラムとスペシャリストプログラムの内容

ジェネラリストとスペシャリスト研修は、インターネットから予約できジェネラリスト研修は、月2回程度、スペシャリスト研修は月1-2回程度行われており、学校、学童クラブ、青少年クラブ、ボーイ・ガールスカウト、教会、保育園、幼稚園、チルドレンセンター、警察、病院等、子どもに関

わる多分野・多機関の常勤・非常勤・パートタイムスタッフが一回あたり20名から30名程度参加する¹⁴。講師は地方自治体のソーシャルワーカーが担当しており、小グループによる参加型研修である。ジェネラリスト研修は予防的な子ども保護の概要中心だが、スペシャリスト研修は、情報共有方法や心配なケースのソーシャルサービス部への連絡の仕方など具体的である。研修を通じて、実務者による問題発見と送致ができ、深刻な事例のスクリーニングや多機関連携にも役立つ内容にみえた。

①ジェネラリスト研修の目的と内容

この研修の目的は、子どもと若者の安全保護(safeguard)に関する責任と役割についての気づき(意識)を向上させるため、研修終了時に以下の項目への気づきを深めることを目指す。

- 1) 子どもの保護(safeguard)の意味を説明でき、子どもの福祉の向上させる
- 2) 自分の組織内で誰が助言者かを認識する
- 3) 子どもに関しての心配事があれば何をすべきか明確にできる
- 4) 現在の手続きや手順に気づき明らかにする

(表5) 「ジェネラリスト研修の内容」

ジェネラリスト研修の内容	
1.	目的と主題
2.	研修の原則
3.	子どもの予防的な保護と福祉向上の定義
4.	OSCB の役割
5.	ビクトリアとペーターの事例 何が情報共有の障害だったか？
6.	情報共有の7原則 (7 Golden Rules - Information Sharing)
7.	国内の子ども虐待の状況
8.	地方政府によるチャイルドプロテクションの概要
9.	虐待とネグレクトとは何か？
10.	事例研究 性的虐待と気づきの指標
11.	事例研究 事故や怪我と身体的虐待の違い
12.	事例研究 ネグレクトへの気づきの指標
13.	事例研究 情緒的虐待の気づきの指標
14.	もし心配なことがあれば何をすべきか ～気づき・記録・報告～
15.	相談・報告・照会・引き継ぎの役割
16.	目的と主題は達成できたか？

出典：OSCB ジェネラリスト研修配付資料 (2012)

5) OSCB の役割や機能を説明できる

また、OSCB では集合研修のほかに、職場等への講師派遣も行っている。研修参加費は無料だが、キャンセル時は50ポンド徴収し、午前または午後の3時間コースである。

ジェネラリスト研修¹⁵の内容は(表5)のとおりである。連携のポイントとして「情報共有の7原則」(資料1)をあげてわかりやすく説明しており、今後の連携につながる多機関相互の顔の見える関係形成の第一歩となっているようにみえた。2012年5月に参加した研修は、参加人数21名(男6名 女15名)であった。

②スペシャリスト研修の目的

スペシャリスト研修の対象者は、子どもと青少年のために特別な責任を持つ専門職のためにデザインされた研修で、研修終了2年後には再研修を受ける。研修は、専門職が自信をもって仕事ができることと、多機関連携を促進し葛藤解決方法を探求することを目的に以下の気づきを深めることを目指す。

1) 実践者に示された責任と役割を説明できる

2) 子どもを保護する別の機関の役割を述べることができる

3) 自分の所属機関での複雑な状態をどのように対処できるか気づくことができる

4) どのようにスタッフを支援できるか気づくことができる

5) 子どもの保護の手順を理解し、述べることができる

スペシャリスト研修は、午前9時半から午後3時半までの1日研修で、2012年6月に参加した研修は、参加人数30名(男1名 女19名)で、講師2名は州のソーシャルワーカーであった。

③スペシャリスト研修の内容と進め方

スペシャリスト研修は、4-5名の小グループによる話し合い等の演習中心に進められていた。内容は、実践者の問題発見と地方自治体社会サービス部への照会や送致が円滑にできるように知識や技術や情報を学ぶ内容であった。そして、子どもと接する実践者の気づきが問題の早期発見や、予防的対応につながる事が、これまでの研究成果に基づき説明されていた。またケースカンファレ

ンスの進め方や、深刻な事例からの連携の必要性等実践的な内容であり、参加者も日常業務とのつながりも多いので真剣に取り組んでいた。スペシャリスト研修の内容と進め方¹⁶は、(資料2)のとおりである。

(5) 地方自治体により実施される委員会や関連研修等

オクスフォード州では、多機関による家庭内暴力のためのリスクアセスメント会議 (MARAC: Multi Agency Risk Assessment Conference)、子どもの死亡事故を検証し定期的に報告書を出す (Child Death Review Panel) 研究班と、多機関による公的保護協定 (MAPPA: Multi Agency Public Protection Arrangement) がある。MAPPA は性的・暴力犯罪者のリスク管理とアセスメントをするため、法律により全英に設置されている法的協定で、2003年 Criminal Justice Act の 325-327 条に基づく。さらに、家庭内暴力を防ぐ学校や地域のリーダー養成 (Community Champion Training) とネットワーク会議 (Network Meeting) があり、青少年を含めた地域や学校での対応やネットワーク形成やスキル向上に寄与している。また、CAF という初期の問題発見に活用するアセスメント方法の多機関参加の研修会等もあり、職員は様々な研修に参加できる。

このように、多機関連携を進める仕組みを地方自治体に作り、それを動かす「人」を研修によって養成し、現場と地方自治体のフィードバックを深めているのではないかと考える。

4. 考察

(1) 多機関連携を促進する体系的な研修プログラムとシステム

地域における子どもと家族の生活は、医療・保健・福祉・教育・司法機関だけでなく商店や青少年活動や教会等、多くの地域の人々との接点があるが、各機関が子どもや家族に関わるのは一部分でしかない。研修プログラムが目的とする多機関連携のポイントは4点あるように見える。1点目は情報共有で、2点目はリスク把握 (アセスメ

ント)、3点目は社会サービス部への照会と送致、4点目は連携時の葛藤解決であると考えられる。1点目はジェネラリスト研修で重点的に研修され、2-4点目はスペシャリスト研修の事例検討や演習により実施されている。また、子どもと家族に関わる多様な職員が、常勤・非常勤を問わず同じ研修を義務付けられ、定期的開催されている。そしてこの研修は、チャイルド・プロテクションとして問題発生後の対応だけでなく、早期発見や早期対応につながるチルドレン・セーフガードという予防的対応も含んでいる。地域の多機関連携により子どもと家族を守る体系的な研修システムは、日本でも学ぶべき点が多い。

(2) エコロジカルな視点からみる研修システムの意義

ブロンフェンベルナーの人間発達の生態学¹⁷によれば、人間発達のためのエコロジカルな環境は、マイクロ、メゾ、エクソ、マクロシステムとしてとらえられる。1点目のマイクロシステムは、親・きょうだい・教師・友等との活動・役割・対人関係、2点目のメゾシステムは子どもと家庭と学校、子どもと遊び仲間と近隣地域など二つ以上の相互関係、3点目のエクソシステムは、親の職場や友人関係、きょうだいの学級や遊び仲間、地域の教育委員会活動など、子どもに影響を及ぼす周囲の関係性を示し、4点目のマクロシステムは、子どもが生活する社会やシステムの信念体系やイデオロギーに対応する。¹⁸そして、それらはロシアの入れ子人形 (マトリョーシカ) のような構造を持ち人間発達に影響すると述べている。

OSCB の研修プログラムは、子どもと家族を取り巻くメゾシステムの連携を増やすために、エクソシステムのひとつである地方児童保護委員会 (LSCB: Local safeguarding children board) が機能している。この委員会により子どもや家族に影響する人と機関がつながり連携が促進される。子どもの成長発達には、マイクロシステムである子どもや家族への直接的支援は基本であるが、メゾシステムやエクソシステムの形成も重要であり、イギリスの子どもと家庭への支援は、マイクロシステムだけでなく、メゾとエクソシステムも

創り出している。そして、マクロシステムである制度や法律等の改善・開発とリンクしながら、子どもや家族の問題解決や発生予防につながる生態学的な環境を創り出しているのではないかと考える。

5. 結論

イギリスの多機関連携は、州単位に設置された地方児童保護委員会 (LSCB: Local safeguarding children board) が多機関連携を推進する拠点になっている。そこで提供される多機関共同の研修プログラムは、①情報共有、②リスク把握 (アセスメント)、③社会サービス部への照会と送致、④連携時の葛藤解決、がポイントとなり子どもと家族を支える多機関連携に貢献している。この研修プログラムは、チャイルド・プロテクションだけでなく、チルドレン・セーフガーディングという予防的対応を含んだ内容である。

また、イギリスの子どもと家族の成長と発達を支える生態学的視点からは、マイクロレベルの個別支援だけでなく、2者以上の交互作用を促進するメゾシステムや、地方児童保護委員会等により連携を促すエクソシステムの働きも強化されている点にその特徴がある。そしてマクロシステムと連動しながら利用者中心の支援を調整する OSCB (地方児童保護委員会) の役割は大きく、地域において子どもと家族を支援する生態学的な環境を創り出すことに寄与しているのではないかと考える。

おわりに

オクスフォード州の児童保護委員会 (LSCD) の仕組みは、日本の子どもと家族への地域支援においても参考にすべき点が多いのではないかと考える。イギリスでは、これまでの深刻な事例の分析に基づき、予防的対応も含めた連続的でシームレスな対応を地域レベルで創り出している。そしてそのひとつの方法として、多機関研修の義務化が位置づけられているように見える。しかしながら本研究では、オクスフォード州の LSCD の研修プログラムの紹介にとどまり、実際の運用上の

課題や問題点まで触れることができなかった。日本では介護保険以降、急速に高齢者分野で多機関連携が進められてきたが、同様の取り組みを子どもと家族支援のために地域レベルで創り出すことが求められているのではないか。今後は日本の各地域の子どものと家族を支える実践に学びながら、地域レベルの多機関連携を進めるプログラムやシステムについての検討も深めていきたい。

- 1 Department for Children, School and Families "Working Together to Safeguarding Children" 2010. P.27
- 2 Department for Children, School and Families "Working Together to Safeguarding Children" 2010. P.27
- 3 当時8歳の少女だったビクトリア・クランヴィエは、親族による虐待で死亡した。この事件はレーミング報告書で検証され、多分野・多機関連携を促進する契機になった。
- 4 櫻谷真理子「イギリスの児童保護の現状と課題」立命館産業社会論集 第45巻第一号. 2009. P41
- 5 Department for Children, School and Families "Working Together to Safeguarding Children" 2010. P.30
- 6 A州では、OSCB (Oxfordshire Safeguarding Children Board) という名称で多分野協働の研修や委員会が設置されており、調査結果にその目的や内容を記した。
- 7 当時一歳6か月だったベビー・ペーターは、母と義父の虐待により2007年に全身50か所以上の傷を受けて死亡した。ペーターの母は2006年からソーシャルワーカーや医師や看護師や保健師や警察を接触していたにも関わらず、専門職らはこの事件を防ぐことはできなかった。Batty, D. (2009) "Timeline: Baby P case" The Guardian. Available at: <http://www.guardian.co.uk/society/2009/may/22/baby-p-timeline> (27April2012)
- 8 Eileen Munro (2011) "The Munro Review of Child Protection: Final Report" Department for Education.
- 9 Oxfordshire Safeguarding Children Board. "About the board" <http://www.oscb.org.uk/wps/wcm/connect/occ/OSCB/Home/> (25Aug,2012)
- 10 Oxfordshire Safeguarding Children Board. "Inter-agency training" <http://www.oscb.org.uk/wps/wcm/connect/occ/OSCB/Professionals/OSCB+-+Professionals+-+inter+agency+training> (25Aug,2012)

- 11 *Oxfordshire Safeguarding Children Board. "Generalist Safeguarding"*
<http://www.oscb.org.uk/wps/wcm/connect/occ/OSCB/Home/> (25Aug,2012)
- 12 *Oxfordshire Safeguarding Children Board. "Specialist Safeguarding Training"*
<http://www.oscb.org.uk/wps/wcm/connect/occ/OSCB/Home/> (25Aug,2012)
- 13 *Oxfordshire Safeguarding Children Board "Annual Report 2010-2011" P.-21*
- 14 *"Annual Report April2010-March2011" Oxfordshire Safeguarding Children Board. 2011.*
- 15 2012年5月11日のOSCBジェネラリスト研修配布資料による
- 16 2012年5月12日のOSCBスペシャリスト研修配布資料による
- 17 Bronfenbrenner, U. (1979) "The Ecology of Human Development" Harvard University Press.1979,
- 18 Bronfenbrenner, U.P.22-26

(資料1)

情報共有の7原則

1. 個人情報保護の法律は、情報共有のバリアではなく、生活する人々の情報が適切に共有されるよう個人情報を保証する枠組みを提供するものである。
2. はじめから、なぜ、何を、どのように、誰に対して情報は共有される（又はできる）のか、対象者や適切な場面での家族に対して率直で正直であれ。そして、そうすることが危険で不適切な場合を除いて、対象者や家族の同意を得よ。
3. もし、可能な場面での対象者の本質を明らかにできず、いくつかの不明な点があるときは、適切な助言を求めよ。
4. 適切な場面、可能な場面で対象者の同意により情報共有し、私的情報の共有に同意しない人々の意志を尊重せよ。あなたの判断として、もし公的な必要性が同意の不足を上回るなら、同意なしで情報共有することがあるかもしれない。事例の状況により、あなたの判断が必要とされるだろう。
5. 安全と良い状態に考慮せよ。情報共有により影響を受ける対象者や他の人々の安全と良い状態への配慮の上で、情報共有への決定を行う。
6. 必要性があり、釣り合いがとれて、妥当で、的確で、時を得て、危険なく：
あなたが共有する情報のために必要で、情報共有に必要な人々だけで共有され、的確に更新し、タイムリーな方法で共有し、安全に共有することを確実にせよ。
7. 情報共有をするかどうか、あなたが判断とその理由を記録し保存せよ。もしあなたがその共有を決めたなら、誰に何の目的で共有したか記録せよ。

(資料2)「スペシャリスト研修の内容」

1. 目的と主題
2. 研修の原則
3. あなたにとって子どもの保護は何を意味する？（6－7名グループで約10分話し合い、模造紙に書き発表）
4. 子どもの保護と子どもの福祉の向上についての定義
5. どんな要因や環境が子どもや若者への虐待誘因となるか？（6-7名グループで約10分話し合い、模造紙に書き発表）
6. 公平な機会と子どもの保護～すべての子どもは安全に成長する権利をもつ
7. 国内の子ども虐待の状況
8. 地方政府によるチャイルドプロテクションの概要
9. 身体・性的・ネグレクト・情緒的な虐待を発見するために、それぞれどのような点に注意すればよいか？各虐待の説明は配付資料にある。
（4グループに分かれて各ひとつの虐待について話し合い模造紙に書く）
10. 警察・教育・ヘルス・ソーシャルケアのそれぞれの役割と責任は何か？
（4グループに分かれて各機関の責任を話し合う）
11. 各機関の核となる責任
12. 事例検討：①もしあなたがソーシャルワーカーとしてこの用紙（別紙：家族の連絡先と簡単な照会理由しか書いていない用紙を配布）を受け取ったとしたら、子どものリスクについての判断で
きるだけの十分な情報があるだろうか？
②情報を照会するために何の情報がかけているか、そして他にどんな情報が求められるかについて話し合う
13. 照会・送致すること：参加者から地方自治体社会サービス部に照会・送致された情報は、どのよう
に対応され、どのような返答があるかの説明を受ける。
14. 良い照会・送致のためのポイントと、あなたがすべきこと
15. リファールルの手順
16. ニーズレベルのアセスメント
17. チャイルドプロテクションのケースカンファレンスの目的
カンファレンスの情報共有には家族の了解を得る。多くの家族は、自分たちのために役立つ情報
共有に、Noとはいわないとのこと。
18. カンファレンスの準備
（1）報告された情報はすべての人々と共有されるので、報告者の考えもまとめておく。
（2）カンファレンス前に家族と話し合い、家族がどのように考えているか確かめる。
（3）子どものために良い結果がでるように配慮がなされ、関わる人々全てから聴き、アセスメント
し直し、会議に備える。
19. カンファレンスに参加する前後に行うこと（経験の少ないスタッフにも教える）
20. 深刻な事例のふりかえり
21. 深刻な事例に対する政府の調査結果からの学び
（1）専門職は、子ども保護の基本的な知識が乏しい

- (2) 各機関は各状況に対して、全体が見えない中で対応するので、一つの機関だけでは全体がみえない。
- (3) スタッフは支援基準の十分な指導を受けていない。
- (4) 専門職は、親が行ったことを信頼し、子どもへの直接の接触は少ない。
- (5) 家族は、しばしば冷淡で敵意を持ち、最小限の接触しかしないこともある。
- (6) 家族は、子どものためにどんな変化が必要なのか、そしてこれらの変化がすぐに用意されないなら、どんな結果が生じるか、明確な予測や計画に欠ける。

22. 「政府の深刻事例 2002」からの分析

- (1) 47%が一歳未満 (2) 17%がチャイルド・プロテクション・プランを策定
- (3) ネグレクトが多数を占める (4) 子どもたちは姿を現さなかった
- (5) 無秩序に苦しみ、支援を受けない家族
- (6) 家庭内暴力の生活歴、薬物の誤用、親の精神疾患。
- (7) 専門職を苦しめる (8) 固定された視点
- (9) アセスメントに男性を含める失敗
- (10) 批判性や思考に疑問を持ったり、深めようとするものの欠如

23. その他の子ども保護に関する委員会等

24. 目的と主題は達成されたか？

25. 研修の評価票を記入して終了。

出典：OSCB スペシャリスト研修配付資料（2012）

A Training System of Inter-Agency Work Promoting Children Safeguarding in the Local Authority

— Based on LSCB Training Programs on Oxfordshire in England —

KAMIYAMA Hiromi

Faculty of Human and Social Service

Department of Social Work and Community Service

Abstract

The inter-agency work for children and their families in England has been developed by many serious case reviews. They claimed a seamless service based on child protection and children safeguarding. This paper focused on the training program and system of the inter-agency work in Oxfordshire Safeguarding Children Board (OSCB). This research is based on the investigations by literature review and participatory fieldwork.

Four points were included in training programs in OSCB. These are “information sharing”, “assessment of risk”, “referral” and “solution of conflict”. Their programs have been implemented by Local Authority. According to ecological perspective, a training system of OSCB intervened to promote multi-agency work as exo-system.

Key words : Inter-Agency Work, Ecological Perspective, Children Safeguarding, Child Protection